

令和7年6月定例会 まちづくり常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和7年6月18日（水）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年6月18日（水） 午前9時02分
閉 会 日 時	令和7年6月18日（水） 午後1時17分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	藤 村 孝 志
委 員	秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 1 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 6 2 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 6 5 号	令和 7 年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長

五十嵐 剛

都市建設部副部長

山 崎 淳 一

都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長

福 智 秀 一

都市建設部参事兼建築住宅課長

中 島 隆 晶

都市建設部参事兼市街地整備課長

秋 山 信 行

道路課長

林 信 敏

道路課副参事

山 崎 忠 義

（上下水道部）

上下水道部長

大 堀 勝 彦

上下水道部副部長

伊 藤 正 一

経營業務課長

矢 澤 恭 子

水道課長

山 崎 眞 也

下水道課長

田 口 裕 一

水道課副参事

大 網 岳 志

吹上支所長

戸ヶ崎 徹

川里支所長

山 縣 一 公

書 記 星 圭 也

書 記 大 谷 直 樹

（開会 午前 9 時 0 2 分）

（委員長）ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と茂利博之委員にお願いします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号 市道の路線の廃止について、議案第62号 市道の路線の認定について、議案第65号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の議案3件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第61号及び議案第62号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

そのほかの議案については、議案番号順にそれぞれ執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、議案第65号についてはページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いをいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行について協力をいただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

この方法でご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第61号及び議案第62号について、一括して執行部の説明を求めます。

（道路課長）おはようございます。議案第61号及び議案第62号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を決めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B—102号線でござい

ますが、起点を鴻巣市小松3丁目4838番1地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4833番2地先とします。幅員は0.91メートル、延長は88.3メートルでございます。次に、市道B-755号線でございますが、起点を鴻巣市小松3丁目4834番地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4835番1地先とします。幅員は0.91メートル、延長は18.77メートルでございます。次に、市道B-756号線でございますが、起点を鴻巣市小松3丁目4837番1地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4835番1地先とします。幅員1.82メートル、延長19.5メートル。これら3路線につきましては、開発事業に伴い廃止するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道廃止図を御覧ください。市道B-704号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下逆川304番3地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下逆川248番1地先とします。幅員4.0メートル、延長68.78メートルの路線で、道路の整備に伴い廃止するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー3の市道廃止図を御覧ください。市道G-27号線でございますが、起点を鴻巣市八幡田字前通582番1地先とし、終点を鴻巣市八幡田字前通583番1地先とします。幅員2.0メートル、延長49.2メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー4の市道廃止図を御覧ください。市道I-586号線でございますが、起点を鴻巣市上谷字上川面1358番地先とし、終点を鴻巣市上谷字上川面1356番地先とします。幅員1.8メートル、延長15.3メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー5の市道認定図及び路線の認定につきましては、公図の写しも併せて御覧ください。市道B-1035号線でございますが、起点を鴻巣市小松3丁目4831番13地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4831番5地先とします。幅員4.5メートル、延長86.93メートルでございます。次に、市道B-1036号線でございますが、起点を鴻巣市小松3丁目4831番8地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4834番8地先とします。幅員4.5メートル、延長78.88メートル。これら2路線につきましては、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー 6 の市道認定図を御覧ください。
起点を鴻巣市氷川町 5 番 4 地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下逆川 246 番
4 地先とします。幅員 4.0メートルから 4.05メートル、延長 99.91メー
トルの路線で、認定路線の廃止に伴い再認定するものです。
以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

（委員長）説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 0 9 分）

（開議 午前 1 1 時 2 8 分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 61 号及び議案第 62 号について質疑を求めます。質疑はあ
りませんか。

（茂利）それでは、事前質問させていただいておりますので、今視察で
回らせてもらいまして、大体説明はお聞きしたのですが、再度確認の意
味で質問させていただきます。

初めに、議案第 61 号の市道廃止の理由はという 1 点と、2 点目に廃止に
なった道路の払下げの単価はどれくらいかということと、3 点目に……

（何事か声あり）

（茂利）では、最初に市道廃止の理由はということをお願いいたします。

（道路課長）お答えします。

まず、小松 3 丁目、B－102 号線、B－755 号線、B－756 号線につきまし
ては、開発事業により開発区域内の市道 3 路線と併せて開発行為を行う
ため、廃止するものとなります。また、認定につきましては、開発事業
による道路の帰属に伴い認定するものとなります。

続きまして、滝馬室、市道 B－704 号線、こちらにつきましては、路線の
廃止、再認定につきましては、行き止まり道路である路線を通り抜け道
路にするための道路整備として廃止、認定するものになります。

続きまして、八幡田の G－27 号線につきましては、市有財産の処分に伴

い廃止するものです。なお、この路線につきましては廃止のみとなります。

最後に、上谷の I－586号線につきましても市有財産の処分に伴い廃止するものとなります。こちらの路線につきましても廃止のみとなります。以上です。

（茂利）続きまして、2点目の廃止になった道路の払下げの単価はどれくらいかということで伺います。

（道路課長）お答えします。

八幡田の G－27号線につきましては、1平方メートル当たり1万8,300円、払下げの面積が101平方メートルになりますので、184万8,300円になります。

続きまして、上谷の I－586号線につきましては、1平方メートル当たり9,700円、払下げの面積が27.54平方メートルになりますので、26万7,138円になります。

以上です。

（茂利）3点目に、土地の利活用について伺います。

（道路課長）お答えします。

土地の利活用につきましては、八幡田、G－27号線、上谷、I－586号線とも隣接した土地との一体利用と伺っております。

以上です。

（茂利）議案第62号について1問だけ伺います。

認定の理由について、再度確認の意味で伺います。

（道路課長）認定の理由としましては、小松3丁目の B－1035号線と1036号線につきましては、開発事業に伴い道路の認定となります。

滝馬室の通り抜け道路につきましては、再認定により道路を通り抜け道路として整備するための認定となります。

以上です。

（中西）そうしたら、議案第62号 市道の路線の認定について1点質問させていただきます。

道路認定後に事務手続というのをされると思うのですが、そうい

った事務手続の流れについて、ちょっともう一回教えていただければと思います。

（道路課長）道路認定後の事務手続としまして、告示の決裁を経て、市道の路線の認定に関する告示、市道の路線の区域決定に関する告示、市道の路線の供用開始に関する告示を行います。路線を明示した図面は、道路課において告示の日から30日間一般の縦覧に供しております。以上です。

（中西）告示の後に恐らく道路台帳だとかそういったものを作られると思うのですが、そういったものはどういったふうに作られているのかもちょっと教えていただければと思うのですが。

（道路課長）道路台帳につきましては、道路法の第28条及び同法施行令規則第4条の2の規定に基づき、道路管理者が路線ごとに調製、保管を行うことと定められております。告示等を基に、翌年度発注分の道路台帳修正業務におきまして道路台帳の作成を行っております。以上です。

（中西）私も昔の道路課で仕事していたことがあるのですが、そのときは、マイラーといって、道路台帳は手描きのマイラー職人というところに委託して、かりかりかりって削って線で引いていくというような、ちょっとアナログ的な手法をされていたと思うのですが、今もそういう形で作られているのかというところをちょっと確認させていただければと思うのですが。

（道路課副参事）お答えいたします。
道路台帳の修正につきましては、今現在マイラーの図面は、既存の道路がある場合にはそれを削除する、新たに道路を造る場合はそれに加入するというような業務を行っております。以上です。

（中西）マイラーって、結構今の時代ってデジタル化というところが進んでいるかと思うのですが、マイラーという時代からやっぱりデジタル化というところで、デジタル化できないかどうかというところを私は思うのです。というのは、デジタル化してGIS上に載つけていけ

ば、他業務との連携だとか災害対応、ひいては市民サービスの向上にもつながってくるのかなと思うのですけれども、道路台帳のデジタル化というところは考えられたりとかされていないのでしょうか。

（道路課長）電子化につきましては、令和５年３月３１日現在の市の路線数になりますけれども、７,０７５本、実延長は約１,１４４キロとなっております。これらの路線のマイラー図面を電子化するには多額な費用がかかるというところもありまして、そこを含めまして今後慎重に判断していきたいと考えております。

以上です。

（中西）では、すみません、最後もう一つ、道路台帳と併せて何か境界の図面というのもデジタル的に作られていると思うのですけれども、今回認定された道路についてはこういったものも作られる、境界確定図というものも作られる予定なのかどうか、ちょっと確認させてください。

（道路課副参事）境界確定図につきましては、個人の申請により土地家屋調査士や測量士といった資格者を代理人に選任し、関係地権者等の立会いを基に境界等の確定を行っております。今回の道路の廃止、認定につきましては、現在のところ、新たに境界査定、境界確認等の確認を今後行う予定は、今現在はございません。（Ｐ.６ 発言の訂正あり）

（何事か声あり）

（道路課副参事）すみません。発言の訂正をいたします。申し訳ございません。先ほどの発言の訂正をさせていただきます。

こちら今の廃止につきましては、払下げをする段階、その前に境界等の確定をして道路等の区域を確定することになりますので、そのときに境界確定をすることになります。

以上です。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他整理については委員長に一任願います。

（中西）そうしたら、紙の図面があって、それで確定しているという、そういうことでよろしいですか。

（委員長）暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 38 分)



(開議 午前 11 時 39 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) お答えします。

図面につきましては、今道路課のほうで管理しているマイラー図面のほうはスキャナーで読み込みまして、現在パソコンのほうで見られるような状況にはなっております。それを基に道路台帳の修正をする場合には現地等の調査もいたしますけれども、今回払下げの部分につきましては、測量図等を基に現地立会いで確定した図面で払下げのほうを行います。以上です。

(中西) そうしますと、確認になりますけれども、払下げだとか帰属するときに開発協議の中で何か図面が、くいはどこだよとか幅員が幾つだよという図面があって、それで境界だとかそういったところはもう確定しているという、それを基に今後は何か作業というか、何かあればそれを見ていくというようなことでよろしいのですか。

(道路課副参事) 委員さんご質問のとおり、境界の確定図を基に今後払下げを進めていくということになります。以上です。

(秋谷) 議案 61、62 両方なのだけれども、B-704 号線、滝馬室のところでまず伺いますが、今回新たに前あった道路の先の部分を認定して 1 本の通り道にするわけだけれども、今新しく認定するほうの道路というのは何年間あの形状のままであったかな。自分の記憶だと、相当長い間そのままだったと思うのだけれども。

(道路課長) あの道路があの形状になったと思われる年度は、平成 24 年になります。以上です。

(秋谷) その平成 24 年からあの形状であったものがこの令和 7 年になって 1 本の道として利用するに至った、直近で何か特別な事情があったのでしょうか。

（道路課長）当路線につきましては、一部民地がかかっていたことにより4メートルの通り抜け道路としての整備が行えませんでした。今回この認定にかけるに当たって、その一部の民地が寄附されたことによって4メートルの通り抜け道路としての整備ができることとなったことから、今回認定の手続を行っております。

以上です。

（秋谷）ちなみに、寄附されたのはいつかしら。

（道路課長）寄附の申込書の提出につきましては、令和6年11月25日になります。

以上です。

（秋谷）あと、道路の形状なのだけれども、あの道は一般下水が入っていたようなのだけれども、住宅を建てようとしている敷地の前のところがすごく下がっているのだよね。今回この道路の認定をかけて、あそこは一体的に全舗装をかけ直すのかな。かけ直さないで、ただ単に電柱を動かして、ガードパイプを動かすだけの利用の仕方になるのかな。

（道路課長）計画としましては、電柱の移設後、舗装を含めた道路整備の計画を考えております。

以上です。

（秋谷）そうすると、あそこのさっき言った建築行為をしている前のところの一般下水のへこみは、どういうふうな修正をするのかね。あそこにまたグレーチングを取って上のほうにますをつけて一般下水を生かすようなことをやるのかな。どうなのだろう。

（道路課長）まずは、ますがどのような使われ方をしているのか、道路整備の前に調査を行いまして、継続して使われているようなますであれば、かさ上げをして道路の高さと同一の高さにしていきたいと考えております。

以上です。

（秋谷）それで、高さの差がかなりあったわけ。多分、目分量で10センチぐらい、もしかしたら既存の舗装されている部分と落ちてしまっているますの部分の差があったのだ。だから、舗装をかけるときには、何度

も何度もやったところをやり直すようなことになったら困るので、しっかり一回できれいにできるようにって、これはお願いベースなのだけれども、配慮してやってもらえるものなのだろうか。

（道路課長）道路整備につきましては、先ほど委員さんおっしゃられたとおり、何度も何度も掘り返したりすることというのは望ましくないことと考えておりますので、そのますがどのように使われているのかをまず確認して、必要に応じてますを交換するとか、高さを上げるとか、その辺の対応を考えたいと思っております。

以上です。

（秋谷）自分の記憶だと、あの辺りは、現地で話があったように逆川の影響を受けるところだから、水が出やすいエリアのはずなのだ。アパートの裏には多分アパートを建てた人が側溝を入れていたのだけれども、全体的にあれ1本側溝を入れられるのかな。入れられないで、単なる舗装をかけるだけになるのかな。

（道路課長）今現在の状況ですと、片側に側溝が入っている状態で道路の排水は十分満足できていると考えております。このことから、道路の整備につきましては舗装のみと今のところ考えております。

以上です。

（秋谷）あとは、上谷のほうの廃止なのだけれども、ちなみに払い下げようとしている方と言ったらいいか、購入予定者と言ったほうが分かりやすいのか、その方はどちらの方がここの払下げを希望しているのかな。

（道路課長）払い下げる方につきましては、個人的な情報になりますので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

（秋谷）個人情報だというなら、それ以上は聞かないけれども、現状の使われ方が、あの調整区域の中であって、今までもう何年となく道路の廃止の払下げの案件というのは見てきたけれども、あんなひどい状態で使われているところはないぞ。本当俺見たことない、過去。まちづくりに来てもう17年目だけれども。ここには農業委員事務局いないけれども、

ちょっとよくよく言うておいてもらいたいのだよな。農業委員会はどういう活動をしているのだって。調整区域だぞ。あれはないよ、幾ら何でも。それで、どんな使われ方するのかまでは、それは言うてくれないのだから、ただ本来あの地域の土地利用としてはふさわしくない土地利用だよな。否定できる。できなければできないでいいけれども、農業委員会にちゃんと言うておいてくれ。それ頼めるかな。

（道路課長）先ほどのご意見は農業委員会のほうに申し送りたいと考えております。

以上です。

（藤村）何点かちょっと質問させてください。

今回の視察見学では廃止が6件と認定が3件ということなのですが、廃止によって市保有の道路が、市道が短くなったりですとか、なくなったりですとか、また認定によって長くなったりとかってあるのですけれども、それによって道路の維持管理費について何か影響があるのか、それ何か変化があるのか伺いたいと思います。

（道路課長）お答えします。

未整備の道路を廃止して、新たな道路整備を行って認定することにより、必要に応じた維持管理の対応がなくなりますので、そのような維持管理費の削減が期待できます。また、認定されることによりまして、管理は市となりますが、新設された道路につきましては当面大きな修繕等は発生しないものと考えております。

以上です。

（藤村）もう一点なのですが、秋谷委員と同じ場所で滝馬室の件なのですが、滝馬室の側溝は、今まで市道だったものが、ただ普通に考えると延長するだけなのかなというふうには思うのですが、そこで何で一旦廃止してまた再認定する必要があるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

（道路課長）お答えします。

すみません、先ほど現場で藤村委員との立ち話で延長が変わるからと私申し上げましたけれども、延長ではなくて起点と終点が変わることによ

って、道路法の定めにより、認定、廃止の手続を行っております。
以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第61号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 52 分）

（開議 午後 零時 59 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第65号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第

1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(古山) 前回もお話があったかと思うのですが、調査とはどのような内容になるのかお伺いいたします。

(下水道課長) 調査の概要についてお答えさせていただきたいと思います。

初めに、今回の国からの要請に基づく全国特別重点調査は、大規模陥没につながる要素と事故が発生したときの影響度の観点から、大口径で古い基準の構造の管路が対象で、具体的には内径2メートル以上かつ1994年度、平成6年度以前に設置、改築された管路としています。鴻巣市では2路線、説明で図面のほうも出させていただいているかと思いますが、東部都市下水路と御成橋第1号雨水幹線、こちらの2路線を調査対象としております。

以上です。

(古山) それでは、その調査を行った時点でもし万が一問題箇所が見つかった場合、その後の流れというか、それをお伺いいたします。

(下水道課長) 調査結果につきましては、調査の判定をスパンごとにAランクからCランク、悪いほうがAランクになるのですけれども、評価をしまして、それを基にⅠからⅡの判定というのを、ランクを設定していきます。詳しく申し上げますと、ランクAが1項目以上ありますとⅠ判定という判定になります。Ⅰ判定がついた箇所につきましては、速やかな修繕が必要となることから、Ⅰ年以内の対応ということが求められているものでございます。また、ランクBが1項目以上でⅡ判定となり、Ⅱ判定がついたところにつきましては、応急対応した後、5年以内の修繕の実施ということで定められております。

以上です。

(古山) それでは、A判定(令和7年6月18日開催、令和7年6月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「Ⅰ判定」に発言訂正)を受けた箇所につ

きまして、1年以内の工事ということだと思えるのですけれども、その期間、危険箇所という、何か市民に知らせることはあるのか伺います。

（下水道課長）今回の点検結果の市民へのお知らせにつきましては、国の公表の後に市民への報告という形が国からの指示がされておりますので、まず国のほうに報告し、国のほうが全国一括して報告を皆さんに広めた後に個別の周知をするようにという形になっております。いずれにせよ、皆様にもその結果のほうは報告するような形になります。

以上です。

（古山）それでは、市民のほうの周知の仕方について伺いたします。

（下水道課長）まず、広く知らしめるには、1つはホームページを含め、SNSの活用、こちらのほうをまず考えているところです。また、場所とその状況に応じては、その周辺住民の方々にも周知が必要と考えております。

以上です。

（中西）それでは、議案第65号、鴻巣市公共下水道事業会計補正予算について何点か質問させていただきます。

八潮の事故を受けての、下水道管の破損、道路陥没事故を受けての調査ということだと思えるのですけれども、2月にも市でこの調査というのはたしかしていたと思うのです。それが市が管理している下水道管渠と流域下水道管渠の接続点10か所、そのマンホール11か所、市が管理している口径1,000ミリメートル以上の管渠のマンホール4か所、これを目視による周辺道路とマンホール内の状況調査ということでやられているのですけれども、今回と違いというのはどの点にあるのかというのを教えていただいてもよろしいですか。

（下水道課長）2月5日と6日、事故直後に行った点検では、市職員が直接現場でマンホール蓋を開けて中の目視、また周辺の状況の目視という形で行いました。今回の特別重点調査の調査方法につきましては、管径800ミリメートル以上の管渠については、管内潜行目視による調査を考えております。ただし、管内の水量が多い場合、流速が速い場合、有害ガスの発生のおそれがあるなど危険な場合については、テレビカメラに

よる調査を検討する必要があると考えております。今回の調査箇所については、雨水管であることから、渇水期に調査を行うことで潜行目視による調査が可能であると捉えております。

調査の内容につきましては、直接管の中に調査員が入って行って、管の腐食や上下方向のたるみ、破損など、下水道としての機能や劣化度合いに着目し、調査を実施し、調査結果の判定は、国が求める資格を有する技術者が腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化が進行しているものから先ほど申し上げた A、B、C のランクづけをして判定していくというものになります。

以上です。

（中西）今、雨水管と污水管というところのお話が出たのですけれども、この違いというのはどんなところにあるのでしょうか。

（下水道課長）汚水と雨水の違いということですが、下水には汚水と雨水の２種類があります。人々の生活で使った水洗トイレや台所や風呂場の排水、工場の生産活動による排水のことを汚水といいます。また、雨が降って地表面から下水道に流れ込んだ水を雨水といいます。汚水と雨水を併せて下水と呼んでおります。本市は、汚水と雨水を別々に処理している分流式を採用しております。

以上です。

（中西）では、次の質問に移らせていただきまして、全国特別重点調査ということなので、結構全国的に業者が忙しくなるというか、入札が起こると思うのですけれども、今人手不足とか結構大変だと思うのですけれども、入札ってどういった方法でやるのかというところと、あと業務の適正の確保というところで、変な業者と言ったらあれですけれども、ちょっといいかげんな業者が入らないようにどういった工夫というか、確保はどのようにされているかというところを教えてくださいなと思っております。

（下水道課長）業者選定につきましては、指名競争入札を予定しております。また、適正の確保という面につきましては、全国特別重点調査の調査方法と判定基準は専門家によるチェックを経ることとされております。

す。ここでいう専門家とは、コンクリート診断士、また建設部門や上下水道部門の技術士、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、この者のチェックが必要だという形で今回定められておりますので、入札の有資格者の配置条件の中でこれらの資格のほうを求めていきたいと考えております。

以上です。

（中西）指名入札ということで、何者ぐらい考えられているのかというところと、いつ頃からこの入札というのはやられる予定なのかというところを教えていただければと思うのですけれども。

（下水道課長）今回の議会で議決をいただきましたらば、議決後、7月中には入札の手続を進め、8月中の契約を見込んでいるところです。

以上です。

（中西）では、最後の質問をさせていただきます。

今回点検されなかった場所でも、もしかするとちょっと危ないところはあるかも分からないのですけれども、そういったところの管路についての対応というのはどのようにされていくのかというところを教えていただければと思うのですけれども。

（下水道課長）今回の点検の対象とならなかった管路については、鴻巣市下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道管路施設調査健全度評価という形で毎年度計画的に、令和2年度から継続して進めておるところです。引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

（藤村）議案第65号なのですけれども、1点だけなのですが、補正予算額291万2,000円なのですけれども、その根拠としては、いろんな相手方の事業者さんの人件費ですとか、もろもろ経費がかかるから、このくらいの値段と思うのですけれども、ほかに何かいろいろ細かい根拠とかあれば伺いたいと思ひまして。

（下水道課長）今回、調査延長に対する業務内容としましては、先ほども申し上げましたけれども、調査員が実際に管の中に入って調査を行う

本管潜行目視調査工、そのほか報告書の作成、あと交通整理などの安全費のほか、諸経費を積み上げて金額のほうは積算しているところです。

（秋谷）今回対象になっている東部都市下水路と御成橋雨水幹線、雨水以外の例えば単独か合併か、その処理浄化槽から出る生活雑排水も入っているのかな、入っていないのかな。

（下水道課長）今回調査する管もしくは東部都市下水路の水路に関しては、その上流部分については一般下水道管等もありますので、その流入先となる場所ですので、浄化槽の水だとかそういうものも流れ込んでいる管路にはなります。

（秋谷）その2本の水の水質検査というのは、定期的にやるものなのか、それとも一切やらないものなのですか。

（下水道課長）今の水路に関しては、下水道課では水質検査というものを行ったことはございません。

（秋谷）それは、例えば本来の汚水の下水道というのは桶川の流域まで流して、そこで全部浄化して、それで元荒川に放流するではないですか。そのときというのは、いろんなBODやら何やらの数値を測ると思うのだけれども、今回対象とするものは、そういう水質の検査というのはもともと義務づけられていない部分の水路になるということかな。

（下水道課長）まず、公共下水道の地域についてもそうなのですが、宅内なり、事業主体とか、ご家庭とか、そこから排水する時点でまず水質基準が定められております。その上で、公共下水道の場合は流域下水道と接続点でまた、今度は市の役割として水質検査を行っておりますけれども、浄化槽の排水の基準とか水質については、下水道課が所管しているものではないところから、下水道課としては水質の調査等は行っておりません。

（秋谷）あとは、今回の対象のところで水が滞留するような形状をしているところというのはあるのかしら。

（下水道課長）現在把握している範囲では、今のお話だと恐らく伏せ越しになっているところとか、そういうところというところの話かと思うのですが、そのような箇所はないという認識で調査のほうは計画

しております。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長にご一任ください。

お疲れさまでございました。

（閉会 午後1時17分）